

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和５年２月２２日（水） 開会 午後２時３０分 閉会 午後４時５分
会 場	安城市役所本庁舎３階 第１０会議室
委員会を構成する委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２８名
出席委員数	法第８条による委員数 １２名 法第１８条による委員数 ２３名
欠席委員	都築 英治委員、横山 淳子委員、太田 和孝推進委員 杉浦 正紀推進委員、稲垣 英男推進委員、岡田 恵司推進委員、 荒木 久寿推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	横山事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、細井主査、曾我主事、 池田主事、白野
議事録署名者	５ 鶴田 晃康 委員 １０ 岩井 和男 委員

会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は ５ 鶴田 晃康 委員 １０ 岩井 和男 委員

また、欠席者は ６ 都築 英治 委員 １１ 横山 淳子 委員

１０ 太田 和孝 推進委員 ２０ 杉浦 正紀 推進委員

２４ 稲垣 英男 推進委員 ２６ 岡田 恵司 推進委員

２７ 荒木 久寿 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

☐ 日程第１ 第６号議案 農地法第３条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第１第６号議案、農地法第３条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号４から１０の７件です。申請内容は、売買が６件で遺贈が１件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが５件、経営規模の拡大を図るためが２件です。譲渡人の理由は、高齢により耕作が困難なためが３件、相手方の要望によるためが２件、生活資金充当のためが１件、遺言公正証書によるが１件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。申請面積につきましては、田８，５１５㎡、畑９０７㎡、計９，４２２㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

☐ 日程第２ 第７号議案 農地法第５条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第7号議案農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号8番から15番の8件で、転用目的は、住宅敷地の拡張が3件、分家住宅が2件、グループホームが1件、粘土採掘場が2件です。申請面積は、田11,031㎡、畑286㎡で合計11,317㎡です。

このうち農地法第5条による申請、受付番号10番につきまして、別冊の資料でご説明します。表紙に安城市農業委員会定例会議案資料の1ページをご覧ください。

本案件は譲受人が、譲渡人の所有する田を転用し、グループホームを設置するものです。譲受人である●●は●●県に拠点を置き、主に介護保険事業を営んでいる法人です。本件は安城市高齢福祉課にて策定した「あんジョイプラン9」に基づき、定員18名のグループホームの設置事業者を募集したところ、譲受人が申請地にて設置することについて、市で採択され、本申請に至りました。

資料2ページが位置図となっており、黒塗り部分が申請地となっております。続いて3ページが申請地の隣接地目が分かる資料となっております。

本申請地の立地基準ですが、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当するため、第3種農地に区分され、許可基準が許可できるとなります。

次に、資料4ページが土地利用計画となっております。排水計画について、汚水は合併浄化槽にて処理後、最終枡から申請地西側に新設する側溝を通じて、申請地の道路を挟んだ北側の向かいにある既設水路へ放流する計画となっております。雨水についても、敷地内の集水枡や勾配により最終枡まで集水し、汚水と同様の経路にて放流する計画となっております。土砂の流出は敷地境界にコンクリートブロックを設置することで、未然に防止する計画となっております。また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

以上、説明案件を含む5条申請8件、いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周辺農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、2月13日月曜日に太田良子委員と岩瀬正則委員にご協力いただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○ 石川和明推進委員

この件については、私共の地元ですので、今日たまたま午前中に町内の土地利用会議を開いたところです。その中で、ちょっと気になった、排水のところではありますが、道路に接した面がL字型とあります。そこについては、境界にブロックをという話で承諾がとれているという話しですが、市の方から、境界への排水側溝を要求はされていないという事を言っていたのですから、これは長い目でみると困るので、道路と今回の施設の敷地の境界には、道路側溝を入れる形でいてもらいたいという要求を出しておいたのですが、ここの農業委員会が出たのではないと思いますが、やっぱりこの様な開発の時は、道路側溝を入れさせるのが通常だと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 池田主事

ありがとうございます。本件の申請の代理人からも本日町内会さんからそのようなご意見があったという話は聞いております。市の方で境界、主に、敷地の外側の道路面かなど、認識しているのですが、そこに、側溝をという話は特にしていないという所です。排水に関しましては、あくまで敷地内の排水に関して周辺も含めて土木課と調整をはかりながら、基準に即した上で、排水については、審査をしているのですが、基準上の中では、問題ないというところで、特に敷地の外の側溝については指導していないという所です。

○ 石川和明推進委員

そうすると、ブロックを積んでしまうと、道路は曲面になっていてその開発側のところは道路の雨水というのは、道路の上をだらだら流れてしまうことになってしまう。私共、別件で県が絡んでいるところのやつは、県の指導でどうも側溝を入れていると聞いていますので、やはり、これは指導してもらった方が良いのではないかと思います。

○ 池田主事

そうですね。やはり町内会さんからもそのようなお話があると伺っておりますので、ちょっと市の方から法的基準に基づいての指導という所になると難しいところはあると思いますが、もちろん地元からのご意見ということで、そこに

は真摯に対応してもらおうようにという話はこちらからもしておきます。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

上記の議題について白野から次のとおり説明があった。

日程第3第8号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願についてご説明申し上げます。

今回の証明願は、受付番号2の1件です。買い取り申出の事由は、疾病により耕作が不能となったためです。内容審査をした結果、証明をする期日において、買い取り申出事由を生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったと認められます。面積については、田2,635㎡です。なお、今回の申出地は、生産緑地地区指定後30年経過し、新たに特定生産緑地の指定を受けた田となります。

本日ご承認いただきましたら、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第9号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第9号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。面積については、田9,601㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第10号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案について

なおこの議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員に退席していただき、審議します。審議にあたっては、議事参与の制限を受ける委員が、権利の移転を受ける場合と、権利の移転をする場合がございますので、権利の移転を受ける者の町名を指定した上で審議しますので、ご承知ください。

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第5 第10号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案についてご説明申し上げます。

令和5年度農用地利用配分計画案の集計表をご覧ください。

農用地利用配分計画は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために農地中間管理機構が作成する計画です。市は、農地中間管理機構からの依頼を請けこの配分計画の案を作成することになっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定では、この案を作成するにあたり、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとされておりますのでご審議をお願いします。

今回は、耕作者の入れ替えに伴う権利の移転となります。権利の移転を受ける者、権利の移転をする者、移転の時期、移転する権利、及び移転する土地はご覧のとおりとなっています。権利の移転をする農地の面積の合計は、342筆、457,240.01㎡です。

本日、農用地利用配分計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただくことになります。

以上で説明を終わります。

まず、1ページ目の権利の移転を受ける者の列が柿碕町から、2ページ目の福釜町までの配分計画案について審議します。中尾充紀委員、神谷誠委員は退席をお願いします。

それでは、権利の移転を受ける者の列が柿碕町から福釜町までの配分計画案について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の配分計画案は議案どおり決定させていただきます。中尾充紀委員、神谷誠委員は入室してください。

続きまして、2 ページ目の権利の移転を受ける者の列が赤松町から、5 ページ目の根崎町までの配分計画案について審議します。鶴田晃康委員、鈴木貴士委員は退席をお願いします。

それでは、権利の移転を受ける者の列が赤松町から根崎町までの配分計画案について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の配分計画案は議案どおり決定させていただきます。鶴田晃康委員、鈴木貴士委員は入室してください。

続きまして、5 ページ目の堀内町から、9 ページ目の岡崎市までの配分計画案について審議します。これらの事案には、私の事案も含まれますので、議長は、会長職務代理者の 14 番、太田千尋委員に交代し、私は、退席します。また、これらの事案に関係する鈴木貴士委員は退席をお願いします。

それでは、権利の移転を受ける者の列が堀内町から岡崎市までの配分計画案について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の配分計画案は議案どおり決定させていただきます。林茂樹委員、鈴木貴士委員は入室してください。

太田会長職務代理者より、堀内町から岡崎市までの配分計画案の決定があった旨の報告をいただきました。

□ 日程第 6 第 11 号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律による特定農地貸付けの承認申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律による特定農地貸付の承認申請」について、ご説明申し上げます。

まず、議案の説明を申し上げる前に特定農地貸付法の概要について、説明申し上げます。表紙に安城市農業委員会定例会議案資料と記載された資料の7ページをご覧ください。特定農地貸付法は、貸付方式の市民農園の開設に伴う農地の貸借等について、農地法の許可を不要とする農地法の特例などを定めた法律です。7ページの上段には、特定農地貸付けの要件が記載されています。また、7ページの下段には、農業委員会で行う承認について記載してあります。

続きまして、8ページをご覧ください。8ページには特定農地貸付法に基づいて市民農園を開設する手続きの流れが記載されています。開設者によって、3つに分類されます。今回の議案は、3の農地を所有していない者が、農地を借りて開設するものであり、図の中の③、④の手続きにあたって、農業委員会の承認をいただくものです。

それでは、議案説明にはいります。議案書をご覧ください。今回の申請は、受付番号1の1件です。特定農地貸付法による賃借権の設定となります。

貸付け内容は、総区画が100区画、内訳は温室18区画、露地82区画となります。温室は1区画9㎡で露地は1区画10㎡で農園利用者に貸出す予定です。面積については、田1,803㎡の合計1,803㎡です。

また、市民農園開設予定地、配置及び特定農地貸付規程は、先程見て頂いた議案資料の5、及び6、9から12ページに添付してあります。

議案資料の5の市民農園開設予定地は、駐車場も含めて色が塗られておりますが、今回の申請は駐車場を除いた部分となります。

審査しました結果、利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正であるなど、適正な貸付けができると認められます。

本日ご承認いただけましたら、承認書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○ 黒田清吾推進委員

この様なケースの場合は、他の転用と同様に推進委員や町内会長の意見なり同意なり必要なのでしょうか。

○ 細井主査

このような場合も、地元の町内会や推進委員会の方に意見書をもって頂く様お願いしております。

○ 大見由紀雄委員

もう少し、教えて頂きたいと思います。市がやっているアグリライフの支援センターとの関連もあるのですが、この、今の貸付規定をみると、1区画当たり月額●●円ということで、フローチャートでいくと、これは市も関与して協定をして、●●の、ここが運営すると。実際に、どの様な経営、そこに入園される方と会社がどういう関係で何を借りるのか、具体的なことをもう少し説明して頂けますか。これは、非常に注目すべきことだと思いますので、今の説明だといったいどういう作物を栽培、運営されるのか、ちょっとわかりませんので、もう少し補足説明をお願いします。

○ 細井主査

実際に、開設者の●●が直接農地を借りてという事は、できないので、市が間に入って開設者の方に賃借権という権利を渡すというかたちになりまして、●●の指導というか、そこが栽培する作物などを決めなくて最終的に利用者の方と契約を結んで、作物を栽培するという形になりますが。

○ 林 会長

1区画●●円だと、借り手があるのかな。月だとして。1個の作物でも、作物を植えて収穫までに、結構日数が掛かるから、それを考えると、月●●円で借りてくれればうれしいが。値段的に、きっとその辺は、また、考えるという事だと思いますが。

○ 細井主査

確かに開設者の方自身も高いとは言っておりましたが、特定農地貸付規定で開設の実績が過去に2件ございますが、いずれも農業協同組合が開設した事例となるため、一般法人が開設するのは今回が初めてになります。参考になりますが、平成2年に開設した時は1区画・20㎡当たり年間●●円、平成21年に開設したものに関しては、1区画当たり、年間●●円となります。

○ 林 会長

それくらいでないと、きっと、植えて収穫まで考えると、結構な期間がいるかなということになる。

○ 細井主査

月額●●円の内訳といたしましては、市民農園管理料やサポート料など市民農園にかかる部分が●●円、●●が食育を広めるための講座参加料が●●円、開設者様の利益が●●円と伺っておりまして、近隣市ではありますが、法人で開設していて1区画当たり15㎡で●●円の事例もございます。

○ 大見由紀雄委員

これは●●と入園者との関係がよくわからない。アグリみたいにレクチャーがあるんですか。全くなくて、入園者が勝手に自己責任でやることなんですか。一般的に特定農地だと自分で自主的にやるという感じがするのですが。今の入園料みたいな賃料、月額●●円も踏まえて考えると、ある程度統一的な指導というかレクチャーが入っての運営なのですか。

○ 細井主査

管理人の方自身も、●●市のチンゲン菜農家で約2年、●●市のナス農家で半年間修行という形で農作業してきたと聞いております。また、大学で行う農業研修にも参加経験があると聞いておりますので、そういった指導も含めて月額●●円と伺っております。

○ 大見由紀雄委員

アグリライフセンターと同じ様な形態だという事ですか。

○ 杉浦係長

今回の、特定農地貸付に係る●●ですが、先程言いました様に、指導者、●●の社員ではありますが、農業経験のある方がそこに常時待機して頂いて農業指

導されると伺っております。アグリライフ支援センターと同じ様に農業経験のある方が、指導するかたちであると思います。●●の方ですが、アグリライフ支援センターの方は、指導を強くやってみえるかなと思いますが、あくまでも、●●としては管理人という位置づけですので、適宜指導するという位置づけであると思います。

○ 杉浦和彦委員

現地に行って見た事がありまして、農家レストランをやられるじゃなかったですか。違いますか。

○ 細井主査

安城市農業委員会定例会の議案資料の6ページをご覧ください。見て頂きますと、市民農園の駐車場区画の右側が空白になっているのですが、こちらの方で住民サービス施設を予定していると伺っております。

○ 杉浦和彦委員

どのような施設ですか。

○ 細井主査

飲食店と伺っております。

○ 杉浦和彦委員

ですよね。ここに、飲食店ができるとすると駐車場が30台分ありますよね。お客さんも利用する、この100区画ある利用者がそこを利用するとなると止められますか。

○ 細井主査

6ページに記載された駐車場はあくまでも市民農園の利用者の為の駐車場となりまして、飲食店の駐車場はまた別に設置される予定と伺っています。

○ 杉浦和彦委員

ちょっと全ぼうが良く見えてこないのですが、飲食店と貸農園区画はどのような関係であるのですか。

○ 細井主査

あくまで同じ●●ですが、市民農園の区画と飲食店の区画は別ものと言っております。

○ 杉浦係長

追加ではございますが、飲食店は飲食店で独立して用を足さなければいけないので、飲食店を転用される際は、独立した駐車場を設けたうえで設置はしております。今回の資料6ページの駐車場30区画に関しましては、あくまでもこちらは市民農園の駐車場であると聞いております。30区画にした理由といたしましても、●●の算段のなかで皆さん時間をずらして来るという想定の中での駐車場台数だと伺っております。

○ 杉浦和彦委員

飲食店の材料の供給であるサプライチェーンみたいな、そういう関係でやるわけではないという事ですね。全く、別ものという事ですね。たまたま、同じ所にあるだけで飲食店の話は関係ないのですね。

○ 林 会長

お店は関係ないというか、独立していなければならない。

○ 杉浦和彦委員

僕が理解したのは、農家レストランを作るから貸し付けた人達が野菜等を作って、それをレストランが買い受けるのかと勝手に思ったのですが、それは違うという事ですか。

○ 細井主査

あくまでも飲食店は飲食店、市民農園は市民農園と独立したものとなります。

○ 曾我主事

確かに当初の計画として、市民農園と飲食店を関連付けたいという意見が事業者の方から挙がっていて、実際事業内容として、そういった取り組みをされる分には、それ自体農家レストランであるという規定ではなく飲食店との取り組みとして近くの取れた野菜、たまたま市民農園で取れた野菜を使うこと事態、支障はないと伝えておりますので、事業の中で行われる事はあると思いますが、法整備として、農家レストランとして整備して作ったわけではなくて、一般に飲食店として独立してやっていく中で、一つ取組として、近隣の市民農園を利用する事も計画しているとなります。ありきで互いが存在しているのではなくて、連携しあう事もあるという所になります。

○ 杉浦和彦委員

今の話だと、管理人さんがこのレストランの方に常に居ても問題ない。

○ 曾我主事

管理人が何処に居るかという事は特に指定しているわけではないので、私の方で説明させて頂きたかったのは飲食店の立ち位置であって、市民農園の管理人さんの在り方というか、常に何処にいてどんな指導をするかは又、説明をさせて頂きたいのですが、農家レストランという施設の中にたまたまそういう控室で待機していて、お客さんが来たら出ていくという事は、止めるものではないので、飲食店の在り方として支障は無いと思われます。

○ 畔柳真推進委員

そういった場合に、ペナルティはつくのでしょうか。例えば、今、NPOの話で、3年間利益を求めなくても従業員さん達に対しては、補助金で●●円というお金が受け取れるという流れの中で、だいたい農地の方にもNPOさんがくい込んで来ているという他地区の話ですが、そういったところから、そういった物件として利用される農用地であっても、例えば、何年間か実績を経た場合に、容易に転用ができない様な、そういったペナルティ等はあるのか。ついていない

のか。

○ 林 会長

他のものに使えるかどうか。市民農園をもしかして駄目だった場合に、他の転用にしてしまってよいのかどうかという事ですね。

○ 畔柳真推進委員

一番聞きたいのが、そういう所が、事業所がペナルティとして受け止めているのかどうか。そういった場合だと、たぶん何でも有りな状況下を作ってしまうと後で、市としても逃げられなくなってしまうかなと。ここで認めた我々にも責任が回ってくるといけないので。

○ 林 会長

市民農園としてやるという事なので、他のことに使えるかどうかという部分で。

○ 畔柳真推進委員

僕が引っ掛かっているのが、そもそも農業経験が2、3年しかない人が農業指導をするという件ですね。そんな事が通用してはいけないと思う。単純に、成功すると思いますか。成功した方が良いと思いますが、一般的にというか、簡単に考えると成功すると思えないのですが。

○ 林 会長

失敗した場合、ここはどうなるのですかという事が聞きたいです。農地に戻せるのかどうなのか。どこまでが、市民農園の転用になるのか。駐車場については転用になってしまっているが、農園については、農地と認められているのか。もし、駄目だった場合にどんな物になる感じなのか。雑種的な考えなのか、どういうものになるのか。この様な事をやって、皆に認めてもらったらいいだろうけど、もし、失敗した場合のことまで、今の農業委員会の中で認めたけど、すぐ駄目になって他の大きなものが出来たではいけないので。

○ 杉浦係長

承認を頂く前に、市と●●の間で協定書を結ぶと言う手続きを行っております。その中で、こちらの事業者の方は、仮に市民農園を撤退になる理由、例えば適切に使用していないなど、市民農園を使わない状態になったと判断した場合は、この協定に基づきまして、違反したという事で、賃貸借契約を解除するという手続きが協定として結ばれておりますので、それにつきましては市民農園を使わないのであれば、それはおしまいです。農地に戻して下さいという事になります。

○ 畔柳真推進委員

駐車場になっているスペースもですか。それも、農用地としてまた機能させるのですか。

○ 林 会長

駐車場になってしまっていれば、転用したという考え方ではないという事ですか。普通は、転用したという事になるのでは。どうですか。

○ 曾我主事

農業用施設用地について、実際はまだ申し出が出て来ていないので、これからの調整になってくるのですが、実際に今回の法人が使わなくなったという場合でも、農業用施設用地としての属性はそのまま残るという事になります。

○ 林 会長

他のことには使えないという事ですか。

○ 曾我主事

農業用施設用地でしか使えない。他の駐車場とかで使うことはできない。市民農園を仮に法人が撤退したとしても。

○ 林 会長

転用したとは違うので、農業用の施設用地になっているよという事ですね。

○ 曾我主事

はい、そうです。

○ 鶴田晃康委員

貸した土地に店舗を建てることは出来るのか。これは、除外されているが、仮に撤退しました、でも、店は残りますの状況ができるのではないですか。建てた得ですよ。

○ 林 会長

店舗は、農地には建てられないので転用してきちんとしていると思うので、この部分とは全く違うと思う。きっと、道から何メートルとか、商業施設はいろいろあると思うが、店舗みたいなものはできる。後、残ったところは、農業用として審査して上で他の物には勝手に使ってはいけないという事ですね。

○ 畔柳真推進委員

普通に考えて、今の説明で内容が分かったというか、これで大丈夫なのかという感じです。

○ 林 会長

今、実際には何もない状態ですか。

○ 鳥居英持推進委員

実態としては、今、田んぼです。道を挟んで、ちょうど小学校の目の前ですから、そこを今議論しているところです。ちょっと私も了解をしたのですが、その中で、交通量が非常に多いところなのでそこを十分クリアできるような態勢を整えて頂きたいという所が私の願いです。そこは、●●の方に話をきちんと進めるという形で、それを了解すればできるという事なのです。

先程ちらっとお話が出た中で、私も●●とのそれを今回受けて行うという事ですが、いわゆる法人化の中でNPOと言われましたが、そこが少しわからないのですが、NPO法人になるとそういった場合、助成金って出るのですか。

○ 畔柳真推進委員

僕もしっかり詳しくないので、あいまいな事言えないですが。

○ 鳥居英持推進委員

その辺の話が分からないのですが、そういった時にNPO法人が絡んで資金繰りの中で助成があるとしたら、撤退をするときにペナルティがあるのか。今、実態としてはそういったところです。

○ 大見由紀雄委員

改めて貸付規定でいうと第9（資料10ページ）にですね、管理運営等でこの●●は、作物の栽培等の指導、そして（3）には、種子や苗の受付及び供与、（4）には、資材や農機具の準備、供与及び管理。したがって、今の市のアグリライフ支援センターは市と農協がやってますから、格安でやってますけど、民間で手取り足取り栽培支援をしてお客様を楽しませるという感じで、ここの第9を見ると思えてきます。従って、こういうものは非常に良いものだなと私はこれを見て思えてきました。いわゆる、●●円というお金が掛かっても手取り足取りで本当に丁寧に教えてくれて、作物が自分で作れるというものの民間版という様に感ずることもできると思うのです。もっと広い各集落の方にもいくつか出来てくれるといいなと。

集落の農地利用改善組合だとか、環境団体ですね、農地水の環境団体が運営するとか。そういった、かたちの中で、こういう形でできる一つの見本的なモデルとして、出てきたのかなと感じるわけですが。●●円でも、お客様がつくがどうかは、蓋を開けてみないとわからないと思うのですが、非常にノンポリの、一般のマンションとか集合住宅に住んで見える方が多い地区ですね、箕輪の三河安城地区ですから。非常に注目に値する案件だと思えてきました。

○ 林 会長

とりあえずは、みんなで見守って駄目か良いかを見るのも必要かもしれない

が、こういったことが成功するのであれば、各地域のボウボウになっている様なところも、管理してくれる様な人が出てこればいいのかなと思う部分もあるので、とりあえず見守りながらやって行こうという感じではないのかな。

○ 黒田清吾推進委員

今のお話で、市民農園の利用者の当てについて何か●●がおしゃっていましたか。例えば、5ページの地図でいくと上の方に●●町と書いてあるところですが、ここは、区画整理事業をすることになって、もう決定してまして、ここの住民の方を当てにしているとか、小学校の生徒に少し農園を利用して課外活動をしてよいとか、そんなような何か利用者を想定するような事は言っているのでしょうか。

○ 細井主査

●●からは、20代から40代の子育てママとか、子供の食育に関心が高い方、自分の作った料理や野菜を、器にきれいに盛り付けインスタグラムを中心として、そういった事に興味がある方にやって頂きたいと聞いております。また、それ以外の方にも、野菜作りとか興味のある方をターゲットにしていると聞いております。

○ 杉浦和彦委員

第9の所に、農機具の準備と書いてあるが、そういった物は倉庫が無いとしまっておけないではないですか。農機具等は、建てるレストランにしまっておくのか。

○ 林 会長

何か建てたりするのか。駐車場の奥の所の黒っぽい所は倉庫ではないのか。

○ 細井主査

あくまでも市民農園にはそういった物は置かないでほしいとは言ってあります。隣の駐車場が農業用施設用地となりますので、そちらの方に農機具を置きたいというお話は伺っているのですが、まだ、具体的には。

○ 林 会長

鍬やらちょっとしたものが無いとみんな持ってきてやるわけにはいかないの
で準備してやるような格好になると思う。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第7 報告第2号 専決処分について

上記の議題について白野から次のとおり説明があった。

日程第7 報告第2号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号3から10の8件です。転用行為別にみますと、駐
車場が3件、住宅の建築が4件、共同住宅の建築が1件です。面積は、田1,
010㎡、畑1,444.91㎡の合計2,454.91㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号3から12の10件です。転用行為別にみますと、
住宅の建築が7件、駐車場が1件、共同住宅の建築が1件、住宅の敷地が1件
です。面積は、田747㎡、畑1,042.87㎡の合計1,789.87㎡
となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、3から19の17件です。解約事由別にみますと、自作する
ための1件、売却するための6件、他者に賃貸しするための2件、収用のため
が7件、転用するための1件です。面積は、田22,475.01㎡、畑28
8㎡となっております。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、1件です。申請地は、昭和41年・昭和59年に建設された建
物があり、現在も利用中です。面積は、畑29㎡となっております。

続きまして、事業計画変更についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号1の1件です。変更の事由としましては、新規採掘場を
追加するためです。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

1 農用地利用計画変更申出について

上記の協議依頼事項について曾我主事から次のとおり説明があった。

別紙として事前に送付してある資料のA4両面刷りの用紙、農用地利用計画変更申出総括表をご覧ください。

今回、令和5年1月にありました農用地利用計画の変更申出につきましてご説明申し上げます。

申出の内訳は、用途変更が1件、面積は199.68㎡です。

用途変更の目的は農業用倉庫が1件です。裏面の状況調書と併せてご確認ください。

自身の耕作地の一角に倉庫を建築しますが、汚水は発生せず、雨水は集水桝で集水し、敷地北東側の既設側溝に放流します。建物外は舗装をせず、耕作地と一体的な利用を計画しております。

なお、現地確認につきましては、2月13日に、岩瀬正則委員と、太田良子委員にお願いし、実施いたしました。

本委員会でご了承いただくことができましたら、通知書を発行させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について

上記の協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

この意見書につきましては、1月に開催しました第3回検討会にて内容審議を行い、その結果を意見書（案）として、定例会にて審議することの承認をいただきたいので、本日、協議・依頼事項として上げさせていただきます。本日の定例会では、農業委員会組織としてのご承認をお願いするものです。

定例会資料の1ページをご覧ください。まず、「1」の「意見書（案）」の策定

経過」でございますが、これまでの策定経過を記載しております。皆様からの意見をいただき、3回の検討会を開催し、本日の定例会に至った経緯をお伝えしております。

では次に、「2」の、「意見書（案）について」ということで、その内容について今から順にご説明申し上げます。資料といたしましては、事前に送付した（こちらの、表紙に「意見書（案）」とある）ものの1ページをご覧ください。

こちらの資料の1ページは、前文に当たるものでございまして、今回の意見書を提出する理由が述べられています。

内容を要約して申し上げますと、前半部分は、安城市が日本デンマークと呼ばれるほど農業が発展してきた歴史的な背景に始まり、一方で近年では、社会情勢の変化から、農業に必要な生産資材にも価格高騰が進行していることや、優良な農地が転用され、農業における経営基盤が失われている現状などを記してあります。その上で、本市の実情にあった独自の取組が必要であると述べております。

次に、後半部分は、農業委員会の役割とされた「農地利用の最適化の推進」のために、農業委員会の具体的な意見を市長に提出するとともに、市の施策に反映させることを求めるものとしています。

では、具体的な内容について説明いたします。

2ページをご覧くださいますと、1つ目のテーマである「遊休農地等の発生防止と解消」のため、3項目の具体的な提言をしております。

その内容でございますが、（1）「不耕作地の情報の管理について」では、耕作放棄のおそれのある農地を未然に防ぐため、市、農業委員会、町内会等との情報連携による農地利用の意向を届け出る仕組みづくりを、（2）「不耕作地の利活用について」では、耕作放棄のおそれのある農地の貸し手、受け手を、早期マッチングできる仕組みづくりを、（3）「身近な農業者の人材育成について」では、市民農園や体験農園の経営者の育成を推進し、身近な農業者を育成できる体制の整備を提案する内容としております。

次に、3ページには、2つ目のテーマである「農地利用の集積・集約化について」の意見を述べております。

まず、（1）「農地利用の集積・集約化に支障をきたす転用行為の抑制について」では、昨今の大規模開発が、農業者の経営計画や後継者育成にとって、大きな影響を与えている現状を危惧し、3つの提案をしております。

1つ目は、市の土地利用に関する計画が農業者の経営基盤に直接影響を与えることから、土地利用の計画を策定する際は、農業者だけでなく農業関係団体も策定手続に主体的にかかわる方法とすることを、2つ目は、大規模な転用行為の場合には、担い手への事前協議制度や、転用行為により利益を得たもの（受益者）が農業者等の逸失利益に対し負担する仕組みづくりを事前に検討した上で実施

することを、3つ目は、農地法等の法令の運用のうち、市の権限に属するものの厳格化を求めることを提案します。

次に、(2)「地域計画の策定について」では、地域計画が10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として作成するという趣旨であることから、地域計画の策定にあたっては、優良農地を確保すること、集積・集約化された農地が無秩序に開発されない計画とすることを提案します。

次に、4ページをご覧ください。(3)「農地の多面的機能の啓蒙について」では、農地が耕作者の農業経営のみでなく、自然災害時における被害の軽減などにもつながっていることから、農地保全の重要性を理解してもらう取組を、(4)「農業基盤の保全及び整備について」では、老朽化した農業用施設に対する長寿命化や異常気象に対応できる整備を求める提案する内容としています。

続きまして、「3」でございますが、最後のテーマである「新規参入等の促進について」、5つの項目の提案をしております。

1つ目の(1)「交流事業等による方法について」では、子どもの頃の農業体験が、農業への関心を高めること、農産物を知ること、食育の推進において、大きな意味のあるものであることから、学校の教育現場において、更なる取組を提案するものとしています。

次に(2)「関係機関との連携等による方法について」では、新規参入がしやすい環境づくりのため、就農希望者の相談窓口の連携を充実させることや、廃園予定農家の既存施設の有効利用できる仕組みづくりなどを、(3)「他産業との連携等について」では、農業者が他産業の企業と連携を図ることは、農業分野でのメリットに繋がると想定されることから、農業者と他産業の企業をつなぐ取組を求める提案の内容としております。

(4)「経営支援について」では、昨今の価格高騰が農家の離農にも影響を与えていることから、肥料や飼料などの生産資材の価格高騰に対する支援を提案するとともに、持続可能な農業経営の推進のために、経営診断士などによる経営診断の支援を提案しております。

最後に(5)「農業経営の協業体制の推進について」では、農業経営が休みもなく多忙である状況を鑑み、協業化することによる仕事の分業や、設備投資などのコストの削減につながる1つの方法であることから、協業体制を目指す経営体に対する支援の検討を提案する内容としております。

以上、意見書の内容についてご説明申し上げましたが、本日ご承認をいただくことができましたら、定例会資料1ページの「3」、「今後の予定」というところにありますように、3月9日に、当農業委員会を代表して林会長及び太田会長職務代理者から、市長へ提出したいと考えております。

この件については以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○ 鳥居英持推進委員

最近、新聞を良く見るようになりまして、新聞に書いてあった内容を２点ほど報告させて頂いて、お願いしたい。これは安城市の市長選で新しく市長が三星さんに代わられましたけど、当選されました時の記事が西三河版に載っております。

これは、安城の農業を守らなければならない、無秩序な開発は抑えたい、農業の競争力強化にも努めると、こういう抱負を出しています。

もう一つはですね。実際に営農をやってみえる方の記事がその前に載っております、「農業や製造業、続く不況」というタイトルで、これも西三河版に出ておりました。その方は、市は農地を造成して工業団地を開発するなどして、農業をどうしたいかが見えにくい、農業をどうしていくのか、明確な将来ビジョンをはっきり示すべきだ。こういった内容が新聞でも報道されてましたので、皆さんもよくご存じだと思うんですけども、こういう事を踏まえてですね、農業委員会も体制をとって頂くようお願いしたい。

○ 林 会長

ご意見を頂いた内容について、最終的な意見書の文言の訂正等は私と事務局に一任して頂きたいと思います。よろしいでしょうか。この様な内容で良いでしょうか。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

３ 農業委員会活動活性化運動に係る取組事例について

上記の協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

２ページをご覧ください。これは農業委員会活動の活性化を図るために、一般社団法人愛知県農業会議が、各農業委員会の取組事例を収集し、他の農業委員会との情報の共有を行う取組みであり、情報収集の依頼がありました。

昨年度も依頼があり、粘土採掘場の現地調査を取組事例として紹介しておりましたので、今年度の取組事例として提出を予定しておりませんでした。農業

会議より、同様の事例でもよいので提供してもらいたいとのご連絡がありましたので、今年度も提出いたしたく案を作成させていただきました。

取組事例でございますが、3ページをご覧ください。内容につきまして、「1地区の特徴・状況、課題」、「2 課題解決に向けた活動」については、昨年度との変更はございません。

最後の「3 活動の成果」について、1段落目の内容を今年度に見直ししております。

安城市農業委員会といたしましては、この取組事例を報告したいと考えております。

この件については以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

4 生産緑地の買取希望者の調査依頼について

上記の協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

4ページ、資料3をご覧ください。

市の都市計画課に買取り申出のあった生産緑地で、公共施設用地として市及び関係機関に買取希望の照会を行った結果、希望がなかった案件がございました。この申出案件について、生産緑地法第17条の2の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございましたので、営農を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。

申出のあった生産緑地は、●●町の1筆で、面積は821㎡、買取希望価格は●●円、平米単位といたしましては、1㎡あたり●●万円と伺っております。所在地は5ページに示しております。

この件につきまして、農業従事のための買取り希望者がいらっしゃいましたら、3月15日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長より次のとおり説明があった。

1 賃借料情報の提供について

6 ページの、資料 4 をご覧ください。この件は、農業委員会が農地の賃借料の目安となる価格を取引の実勢から算定した上で情報提供するというのが農地法第 5 2 条に規定されておりますので、毎年この時期の報告議題としているものでございます。

令和 3 年 1 1 月からのおよそ 1 年間におきまして、田の 1 0 a 当たりの年額の賃借料の実勢価格は、平均額が 1 1, 6 0 0 円、最高額が 1 4, 4 0 0 円、最低額が 3, 6 0 0 円でした。これらの価格につきましては、本日の委員会終了後に市の公式ウェブサイトで公表をさせていただきます。

なお、表の欄外に注意事項が 4 つ記載してございますが、まず、畑については取引の数が少ないことから、目安として使用し得る適切な情報を提供するのが難しいため、集計しておりません。

次に、今回の集計に用いたデータ数は 2, 1 5 0 件で、農地中間管理機構による賃借権設定の筆数の合計でございます。

また、農地中間管理機構及び旧農地利用集積円滑化団体、すなわち J A が定める賃借料の算定方法というのは、米 1 俵、6 0 キログラム相当額を基本としており、標準額の 1 2, 0 0 0 円を基準としまして、ほ場の面積や耕作条件等により段階的に設定される仕組みになっております。

最後に、今回の集計に当たっては、例えば無償の使用貸借契約や著しく低額な賃料による場合、又は逆に、田で施設野菜を栽培する場合などの著しく高額な賃料によるデータは除いております。

この件についての説明は以上でございます。

2 生産緑地の買取希望者の調査結果について

先月の定例会におきまして、市に買取申出のありました桜井町ほか、計 5 か所の生産緑地につきまして、営農を希望される方が取得できるよう買取希望者の調査をお願いさせていただきました。その結果、買取りを希望される方は、みえませんでしたので、ご報告させていただきます。

3 次回予定

開催日は 3 月 2 2 日（水）、午後 1 時 3 0 分から第 4 会議室で運営委員会、午後 2 時 3 0 分から第 1 0 会議室で定例会、午後 3 時 3 0 分から同じく第 1 0 会議室で研修会を開催することとしております。

研修会につきましては、「農業経営基盤強化促進法等の改正について（地域計画の策定、農地法第 3 条）」の講義を、事務局職員が行う予定をしております。

す。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後４時５分、議長は閉会を宣する。